

表 2. 潜水装置規則検査要領

潜水装置規則検査要領			DS Code Res A 831(19)	概 要
5章	5.1.1		2.6.8	ダイバー保温手段の具体例
6章	6.2.2	-1.	2.12.5 1.	トランスポンダの特性
		-2.	2.12.5 2.	ダイバー用通信器の特性
	6.2.3		2.12.6	タッピングコード表

41. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (油タンカーのダブルハル化早期実施)

1. はじめに

2002年6月25日付規則第43号、達第46（日本籍船舶用）並びに2002年5月1日付 Rule No.20、Notice No.23(外国籍船舶用)により、海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに同検査要領の一部が改正された。以下、改正された内容について解説する。

2. 改正の背景

日本近海において発生したナホトカ号の油流出海難事故を契機とした MARPOL73/78 附属書 I 第 13G 規則の改正が、決議 MEPC.78(43)において1999年7月1日付けで採択された。従来 13G 規則は、載貨重量 30,000 トン以上の現存プロダクトキャリアに対して適用されていたが、この改正により、新たに燃料油、潤滑油又は重質ディーゼル油を運送する載貨重量 20,000 トン以上 30,000 トン未満の現存プロダクトキャリアにも 2003 年 1 月 1 日をもって同規則が適用されることになった。(外国籍船舶用のみ、会誌 No.255、2001 (Ⅱ) 参照) その後、1999 年 12 月に起きた ERIKA 号事故を契機にシングルハルタンカーの 13F 規則への適合（ダブルハル化）の早期実施が検討され、決議 MEPC.78(43)の内容を含んだ決議 MEPC.95(46)が採択された。従来 13G 規則では、シングルハルタンカーは建造後 25 年（構造によっては 30 年）までに 13F 規則への適合が必要であったが、今回の改正によりカテゴリ及び建造年毎に規定された年の引渡し日までに 13F 規則への適合が要求されることとなった。本条約改正は、2002 年 9 月 1 日に発効した。これらの MARPOL 条約の改正に伴い、関連する海洋汚染防止のための構造及び設備規則を改めた。

3. 改正内容

3.1 海洋汚染防止のための構造及び設備規則

3.1.1 3編4章 4.1.1

載貨重量 5,000 トン以上のダブルハル構造を有しない油タンカーを適用対象とする。

3.1.2 3編4章 4.1.2

「重質ディーゼル油」及び「燃料油」の定義を適用から定

義に移し、カテゴリ 1, 2 及び 3 油タンカーを定義した。

3.1.3 3編4章 4.3.10

カテゴリ毎に 13F 規則への適合（ダブルハル化）の期日を規定した。

適用及び適用対象の油タンカーの定義をまとめると以下のとおりである。

適用 MARPOL 13F 規則の要件に適合しない船舶であって、載貨重量 5000 トン以上で

- (1) 建造契約が 1993 年 7 月 6 日より前、又は建造契約が存在しない場合には、起工が 1994 年 1 月 6 日より前、又は
- (2) 引渡し日が 1996 年 7 月 6 日より前の油タンカーが対象

油タンカーのカテゴリ

・カテゴリ 1 油タンカー

載貨重量 2 万トン以上（原油、燃料油、重質ディーゼル油又は潤滑油）又は、載貨重量 3 万トン以上（その他の油）であって 1 規則（26）に示す新船の要件（分離バラストタンク、原油洗浄設備、分離バラストタンクの防護的配置及びストリップング装置等の設備要件）に適合しない油タンカー

ここでいう新船とは、

- (1) 建造契約が 1979 年 6 月 1 日以後、又は建造契約が存在しない場合には起工が 1980 年 1 月 1 日以後、又は
- (2) 引渡し日が 1982 年 6 月 1 日以後の船舶をいう。

なお、引渡し後 25 年を超える船舶は、13G 規則（6）に適合させる必要がある。

・カテゴリ 2 油タンカー

載貨重量 2 万トン以上（原油、燃料油、重質ディーゼル油又は潤滑油）又は、載貨重量 3 万トン以上（その他の油）であって 1 規則（26）に示す新船の要件に適合する油タンカー

・カテゴリ 3 油タンカー

載貨重量 5000 トン以上 2 万トン未満（原油、燃料油、重質ディーゼル油又は潤滑油）

又は、載貨重量 5000 トン以上 3 万トン未満（その他の油）の油タンカー

3.2 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

3.2.1 3 編 4 章 4.1.2

「重質ディーゼル油」及び「燃料油」の定義に関連し、詳細として決議 MEPC.78(43)の内容を規定した。

3.2.2 3 編 4 章 4.3.10

「本会が認める措置」として、*Condition Assessment Scheme adopted by Resolution MEPC.94(46)*に定める方法（船体状態評価（CAS））に従って主官庁の承認を得ること

と規定した。船体状態評価（CAS）の手順を検査要領の付録に示した。

また、主官庁が認める場合、建造後 25 年まで、ただし、最長でもカテゴリ 1 油タンカーでは 2007 年又はカテゴリ 2 油タンカーでは 2015 年の引渡し日までの継続した運航が認められる取扱いを規定した。（外国籍船用規則のみ。MAR-POL73/78 附属書 I 第 13G 規則（5）の規定は、日本政府は、認めない方針であるので日本籍船用検査要領から削除した。）

42. 安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 （SOLAS 条約 V 章改正）

1. はじめに

2002 年 6 月 25 日付規則 44 号及び同日付達 47 号により、安全設備規則及び同検査要領の一部が改正された。以下、これらの改正された規則及び検査要領について解説する。

2. 改正の背景

2000 年 11 月に開催された IMO 第 73 回海上安全委員会において、SOLAS 条約 V 章の全面改正（以下、改正 SOLAS という。）が採択され、2002 年 7 月 1 日から適用されることとなった。同改正は、船舶自動識別装置（AIS）、航海情報記録装置（VDR）、自動物標追跡装置（ATA）、音響受信装置などの新しい航海設備に関する要件のほか、従来から要求されている航海機器の適用トン数を拡大する要件などを含み、全面的に強化された内容となっている。安全設備規則及び同検査要領へこれらの要件を取り入れた。

3. 改正の内容

SOLAS V 章改正により新たに加わった航海機器としては、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置（THD）、船舶自動識別装置（AIS）、航海情報記録装置（VDR）、自動物標追跡装置（ATA）、推力計、自動操舵装置、電子海図情報表示装置（ECDIS）などである。これらの設備の概要は次のとおりである。

【衛星航法装置】

規則上の衛星航法装置とは GPS 受信機をいい、既にかなり普及しているものである。従来は、無線方向探知機が船位測定装置として位置付けられ、この装置の代替として、主管庁承認により GPS 受信機を設けることが認められていたが、改正 SOLAS により、無線方向探知機の要求がなくなり、代わって衛星航法装置（GPS 受信機）が義務設備となった。なお、改正 SOLAS では、衛星航法装置のほか、ロラン等の無線航法装置でも差し支えないが、日本籍船舶の

場合、このような無線航法装置を備える船舶は一部の漁船等に限られるため、無線航法装置については記載しないこととした。なお、このような漁船については、特例措置（安全設備規則 1 編 1.1.1-2.）により対応する。

【レーダー反射器】

総トン数 20 トン未満の鋼船若しくはアルミ船（アルミ合金船を含む）又は総トン数 50 トン未満の FRP 船等は、他船のレーダーで捉えられないおそれがある。このため、レーダー反射器を設け、他船のレーダーによる捕捉を促す。なお、改正 SOLAS 上は、総トン数 150 トン未満の船舶であって適当な場合に備えるよう規定しているが、国土交通省の解釈に倣い、前述の船舶にのみ義務付けることとした。

【音響受信装置】

暴露部への開口のない閉鎖された船橋の場合、外部の音響信号が聞き取り難い場合がある。このため、改正 SOLAS では、このような船橋に対し、外部の音響信号を再現させるための装置を設けるよう規定している。音響信号の方角（前後左右の表示）と音響を再生するための装置（拡声器）の設置が必要となる。

【船首方位伝達装置（THD）】

従来の規定では、総トン数 500 トン以上の船舶に対しジャイロコンパスと航海用レーダーの設置が要求され、かつ、ジャイロコンパスには、航海用レーダーに船首方位を伝達する機能を備えることが要求されていた。改正 SOLAS においても、これらの要件に変わりはないが、航海用レーダーが総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶に対しても要求されることとなったため、これらの船舶に対する船首方位を伝達するための装置として当該装置が要求されることとなった。この装置としては、磁気コンパスの船首方位測定機能を利用するもの、複数の GPS 受信機を一定の間隔で配置し船首方位を得るもの及びジャイロコンパスがある。これらの装置により得られた船首方位情報を航海用レーダー、電子プロットング装置（EPA）及び船舶自動